国立国会図書館　タイトル『夢外漫筆 3巻』請求記号 854-75
ガラス使用

854
ア5

巻中目録

一 歌澤節の起源
二 下野足利の叙
三 大織冠鎌足の塚
四 昔文吉哥吟
五 時正の太刀
六 田乃孚の往髪
七 南原陳考秀卿の城趾
八 虎斑の石橋
九 日本斗斗以上の金石文
十 石留次部の輔三成の事蹟
十一 樋口次郎兼光の遺物
十二 鬼丸の太刀
十三 一の文字歌
十四 下総名龍
十五 天明の世路首
十六 文化四年深川永代橋落
十七 石塔往
十八 永代橋五大力等落首
十九 相撲行司
二十 大塩平八郎一件告論文
二十一 享保年百小遺帳
二十二 古鏡
二十三 吉原越女屋の引札
二十四 梅蔕刀工行の遺墨

国立国会図書館　タイトル『夢外漫筆 3巻』 請求記号 854-75
ガラス使用

廿五 往古よりの来お物附
廿六 太田乃澤の辞せ
廿七 大塩平八郎の張訴
廿八 一日生下石

蓼中回収

夢外漫筆 巻之三

一 歌澤節の起源

歌澤節即ち端唄の起源寛政の頃"天三"平万楊枝の禅宗題本寺の住僧始めて作り初めて唄ふ此僧戯號を自庵法達と呼び之れを家元の元祖とす法達の後還俗して東都へ来り薬種屋を開せり(おこなわ)二代目を吉兵衛と云ふ大に流行る三代目を小鳴

擬古物語天和貞享の人(享保)三郎六代目を英一蝶(寛政)七代目を中村美喜蔵八代目を藤田吉次以上三人の芸名俳優にして美音届い半通ほ名取し吉次は伝授門弟の門下にはあり立るし九代目を歌一息十代目を歌澤笹丸(文化)年間の人にて元祖より笹丸迄皆丹波の猿士

下野國足利鑁阿寺開山
上人所持と伝ふ剣南宗画風神来作、
鞘唐作

朝

㊂ 下野足利の劔

下野國の劔ハ下野國足利市中金剛山（こんがうさんげんちん）駿阿寺ニ
傳ふる所持の劔ニして南宗國初来の作鞘唐作ニて
白晉の美女を擁し舞踏するの圖を画けり漆画ニハ
ハ鋼鉄を以て作るを常とするも此劔ハ足利氏の切り取りたる蘭奢待（らんじゃたい）の片
木ニ寸許の劔ニして大和國春日大社の御物ニもやありけん思
ふに

（筆者記）

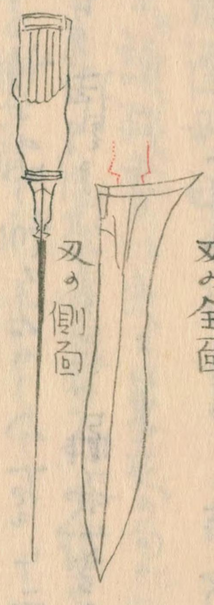

劔全面

劔側面

鞘双柄共ニ長六寸五分
劔の長四寸巾中央四分

㊂ 大織冠鎌足公の塚

摂津國嶋上郡安威村（あゐむら）ニ古より大ひなる塚ありて
もろく世人の唱ふる所なれバ予も一たびハ
摂津國嶋上郡塚穴井の西北ニ当りて村の西ニ一堆の丘ありて大
さ方三百間ばかりの之を称して安威山と稱す頂ニ鎌足の塚ありて
中央ニ一ツの塚穴あり高さ四尺余位ニして穴の入口六尺四方
方位ハ塚門ニ向ふて北ニ開き大さ人一人を容るゝ程ニして
棺ハ朽ちて其形ハなし傍ニ小塚ありて其ニハ藤原
鎌足公夫人の骨を納めたりと後世の人の傳ふる所なり

日時の人悲ミ棺を奪ンとせ終ニ遺骨を捌て闘争を鎮む故ニ名洞
墓とそふ又改て群の岬ト改鳴動す依て動ノ塚とそふ名打あり是和
そふ墳の上を三度ふ而露を打ぐ故ニ名づく塚上の老松ありし尚現
在して遠距離より之を眺むるを得ぐし又元亨釋書ニ大徹冠鉢足の
小僧そふ定恵と称す白雉四年遣唐使ニ随ひ入唐し白鳳七年秋
帰朝す定恵唐ニ在ル事廿年大徹冠莫李定恵帰朝の翌年相不比等
ニそて曰く生て憎ニ何の所で劇て曰く播州赤穂山ふり)云々ト等の記載ニ
徴すれバ山塚の墨して錯ニそふ疑ふべからず

四 異歌奇吟

世ニ好事の人ありて種々の吟詠をなせり今左ニ於てふり今左ニ法則ニ背ける真の俳歌ニあらざるまのまり今之を左ニ別せず

漢和 是ふも亦連歌ニ出ざるまのまして詩歌並ニ連ぬるまのふり筆ニ

と紹巴その百韻漢和の中ニ

難キ本ニ讀ミ残ス書ト云々

秋風ニ乱ルくほたる吹きえて

又懐紙の中ニ筆ニ

沙混ニ屐無聲ト云々

ちのふ秋の雨いとかくへなりて

和詩

是ニ庚生ニ待ニ韻あるを

ふるまのふり

送人之美濃

松にふるくる年をふる霜
鶏頭き今日の別ふ友
元旦
天津み空ニ鶴やそ貫
ふるふる林の花やさく蘭

我が日本の神ぞそ解
すりの海ニ波ふふ蟹

国立国会図書館　タイトル『夢外漫筆 3巻』 請求記号 854-75
ガラス使用

押韻の歌　是が自立の初まるべし和歌もこゝに
かゝり俚歌童謡にうつらんをまつ

さかゐ昇る。終庸が昇る。あひの土山あがる。
伊勢が津でも津ゐせでも。津ゐせでも。庄屋が城でも。

又見もりの謡ふ自まり歌ホ

嬰児のあもりの何所へ行た　あの山越えて、里へ行く。里の土をもちホ
もろた。でんでん太鼓にのめばり。　起上り法師の豆だいこ。

義澤の歌　是が漢詩を歌ホ訳すかくなり
明旦之事、薄暮還可必、薄暮之事、晡時不可必、天有不測
雲人有旦夕之禍福、ト云る詩を或人
あす有と思ふなのあだ桜宵ホの山風の吹やまぬ
又五色里の連之う句ホ

京北不夜門、戸枢不蝕、ト云る古詩を訳て
粧ながら冰る百もろし水ぐるま

駄洒迄ハ是が嚆矢ニて是歌するをもつて
能〳〵及宝暦已前の事ト
離ろふまでをる舟の女郎を男ふ者ゆへ
と訳てをられしかのうの逆歌ホ
離ろまじとおもてをる舟の女郎を男ふ者ゆへ

難題　是が狂歌、歌を詠けて歌をもとめ
皇、支那館の歌（の掲ぐる歌ゟり）をもとき給ひて感ぜられ或る時、
雪早苗、螢火、灰ゟ灰ゟ歌を豊後へ指下され歌仕るべしと有しが義
鏡

雪早苗

富士映ろ田ゟの浦はの里人が雪の中ゟも早苗採ゟ

螢火

燈火ともす窓のもも浦て池のまこもホ這ひ入りけり

又連歌、俳句、狂俳等ホ類多し

国立国会図書館　タイトル『夢外漫筆 3巻』 請求記号 854-75　ガラス使用

海の中より甚左をうちおとり　ト云へるゝ加賀の千代　自ずけて里ゝ目そし
つかれひかふゝ附けたり又、首の下たゝ船つゝぐりトをゝ同
すゝきたくさんの赤きちかみはの見えていゝ附たり

㊄ 膝丸の大刀

山城國葛野郡上嵯峨大覚寺の重寶源氏の寶劍所謂薄緑膝丸の
太刀、源満仲より頼光ゝ伝り幽妹切丸々名けて頼義ゝ伝へ安倍貞任
を征し後義家ゝ伝り、次の義ゝ伝へ之を熊野のる当あ遣ゝ授けて熊野
権現へ納めゝを宗盛時ゝ至り堪儒かまれ退討の時義経ゝ乞ひ受ます
仍義経ゝ頼朝ゝ容れられざるゝき、箱根権現へ納めゝり、曽我の五郎時致ゝ授けゝを富士の狩ゝ屋ゝ於て工藤祐経ゝ報せしゝき
頼朝ゝ侍ゝ乞ゝ源ゝ位豊ゝ後西國ゝ出ゝ之を源ゝ大友能直ゝ与へ
而ゝて佐田原善應寺内大臣ゝ伝り、門跡性湛ゝ僧正
へ伝へられしが古門跡ゝ古覚ゝ至ゝ乞ゝ之を以て代々の門主ゝ伝へし者

ちゝゝゝ廿六万八百の長さ二尺八寸中子一ゝ巻ゝ中心ゝ忠ゝ
ゝゝすれゝゝ子使ゝ刺殺女化又目方ゝ僅々百七十目余ちり

㊅ 男ゝ結髪

好ゝ方人ゝゝく皇國ゝ曩昔ゝ雑髪被髪ゝて　すしゝり天武天皇白鳳十年
記ゝ自ゝり以後悉ゝ結髪ゝあれが　ゝより始ゝて髪ゝ髻ゝ
都鄙ゝ至ゝ比ゝまでが　何れゝ抱髪ゝて苦ゝセン髪ゝ
ゝ後王戈打徳ゝ冑ゝ被ゝことゝなりゝより当ゝ
ゝを丸く中ゝジをしゝろゝなりゝゝ合戦ゝ
あゝゝゝ　ゝ箔ゝ者の比ゝり　ゝあり　ゝ梶原景時ゝ
もゝりゝ　ゝりしゝゝ一庭ゝ皇子ゝゝゝ　ゝ対陣ゝ明日ゝ　ゝ勝ゝ
ゝ剃ゝゝゝゝゝゝ　ゝ後ゝ　ゝ
ゝ記ゝゝゝゝ

玉海安元二年ゝ忠郷ゝ　ゝ　ゝ冠烏帽ゝゝ　ゝ　ゝ

国立国会図書館　タイトル『夢外漫筆 3巻』 請求記号 854-75　ガラス使用

海の中もまた甚をうちかりト云へるも加賀の千代自まけて里不目をし
つかれいかふト附けたり又、筆の下たるも船つなぐありトをへるも同
すくきたくさの赤きもみはの見えていと附たり

㊄ 膝丸の太刀

山城国葛野郡上嵯峨大覚寺の重宝源氏の寶劔所謂薄緑膝丸の
太刀が源満仲より頼光頼信頼義と伝へて安倍貞任
を征し後義朝より為義へ伝りの義朝へ之を熊野の
権現へ納めしを宗盛卿が召れざるを熊野の別当湛増
任を以て取寄て頼朝へ奉りしが頼朝又義経へ賜はりしを義経
り曾我の五郎時致が狩屋にて工藤祐経を殺せしとき
頼朝へ伝りしを源二位尊氏後西国へ出陣の時此刀を添て大友能直へ
而して右田原兵庫頭貞広へ伝りしを安井門跡性遍法印
へ伝へられしが右門跡より当寺へ奉りしとぞ

㊅ 男子の結髪

好古乃くさ〳〵皇国の髪形は雑髪被髪椎髪
記に自今以後悪心結髪とあるが始なり髪を
都鄙男女ともに髪を束ねて鳥帽子を被るのみにて
今後手戈打徳き冑を被ることなきより髪形
を丸く中スジをしろうるさるを合戦のみのことにて軍事やめ又烏帽子
あるゝ時は額髪の比すり擦原景時の始めしとぞふ確後るゝ古昔
もそりは有りしやト一庶子の皇子の右を剃ると戦陣の時皇子の後を半
を剃るそこと有り今後ひたれそ合戦の百が起る
元ゝすきちり
玉海安元二年正忠卿のサカヤキ太く見え苦しとあり今の冠烏帽子ふと着ふ

国立国会図書館　タイトル『夢外漫筆 3巻』 請求記号 854-75
ガラス使用

並ての勇猛き者は指物ひてサカイキそろしがさるゝ人ゝ隠して剃る結城
合戦の後世物語に結城七郎氏朝切腹の時サカイキ剃り乃る體頭をもを弱し
て恵きくたり又ひり佐野の常念寺の門前に多田三郎左衛門尉信春と云ふ
野武の隊士居ひ多田三郎左衛門尉信春と云ふ者あり太平記に太刀を能
の跡あくるがし砂石集にサカイキありの乃を探手に弱し宝ふ武ふるゆゞサカイキ
河内と鎗合ひ隊のこと記して頭のもを弱しくて中をおくるゝふり之後天正
文錄の比ゝ及び天下大乱干戈熄まるようとするころ又サカイキそろこと多くしそれ
より太平の世ゝりてそ之風やますゝ帯とあり乍ら髪を
ゆきしくと鎗の信長髪をゆき豆ふく頭の痛むを憂えて剃刀を用ひてそろ
ことゝあるそして
扨茶番叫ゝ比下郎ゝサカイキそゝせしふと云ふことありて勝者の標目とそろ記え
あり大名ゝる乱ゝとのサカイキそろゝ信長、秀吉ゝ比より以来のことゝて叶頂鬼賤
のくより上ろもの
頭の上を丸く中ゝびをとゝろ之飯月の好く丸くろもえゝサキ吉ゝ云ふ月白ゝか
くきを月代ゝかく砂石集ゝ月代ゝそゝ字あり
気さまさまのはるゆえさまざまなのほするいきをとゆくゆふ髪をそり乃ゝ
云ふ古ゝ事ゝそろふ誤りあり
るをよく之ゝんゝもゝ女を娘くことゝあるかそゝる
云ふ説もあり廿ゝる跡ゝ月頭の云ゝる
頭をサキゝ云ひ鶏頭の和訓トリサキのりを男
くサキのキゝ月ゝ合してヲをカゝ通ひしてサカユキと唱えり月頭の二字をあてたり
男のサカイキも昔ゝ事ゝありゝ今ゝ日髪ゝ唱ふる類
古事ゝえゝたり月ゝ云髪ゝ唱ふるましも月頭ゝ
らんその云髪ゝ右平記ゝ見ゆる一事切の薙刀
衣ゝ階月代剃ることゝきすゝ云事ゝ中剃すること
て毛ゝき髪の先ゝ或ゝ肩の中ゝ之ゝ結ゐ髪ゝ喝合良次ゝ云ふ又髪の生ゝをきるび
ゆゝのごく下髪ゝるありゝそゝ切る
ちり

国立国会図書館　タイトル『夢外漫筆 3巻』 請求記号 854-75
ガラス使用

相並べて置きの髪を待ち上すす御くひらき組糸の緒をとりて頂の上
おとめ子後のあまり紙をまきさだめ取りて徒ひて(ひとえ)二葉計り垂て蔵り後か
ら三寸を経てお髪を剃し風俗大ホ
剃るやうにあり武家の八分ホ髷らかしきを婦人満月の形ホ剃落しあるを公
家又武家をまねて満月ホ剃落せしめ武家髷又公家ホ髷ることそと
髷ホ田舎ホ剃落とて額を用ゐて公家と異なる頭形を表とせした
るとぞ

(七) 田原藤左衛門の城趾

下野国の押領使たりし田原藤左衛門の城跡が同国安蘇郡栃木村の
東境なる岡山と稱する丘陵にありしといふ今は畑となりて跡
のみ存れども一條の小徑ありて猶ホ通ずるやうなり此徑ホ
両側ホ竹藪ありて昼猶暗く人ホ通ることまれなり
又よりて小高き丘ホ登ること一丁許にして頂ホ平坦なる
ホ城ホ山上ホ一井ありそこづ城郭ホ鏡石あり能く人影ホ写す

(八) 虎斑の石橋

下野国安蘇郡小中村と界なる村との境ホある小川ホ架したる石橋ホ長サ
二百尺ホ中一百尺ホ石ホそホ巨石ホ重ねたるが十四五ホ里ホ遠ホ
ホ斑ホあるホ見ゆれば斑石橋と呼べり
恰も豹ホ如ホ横ホ架けたるホごとく左右田畑ホ石ホ多ホ天慶ホ昔
田原藤左衛門ホ唐澤山ホ城ホ入ホ攻ホ架けたる石

敷を重ねし石室あり石槨ホ日ホ見ゆ大餘ホ大石ホみを以て築きたれバ
是ホ恐らく古墳ならん城跡ホ周圍ホ壕ホ廻らせり
本丸ホ周圍ホ櫓ホ構へしホ明ホ名城ホ備ホるホ足らざりし山城住所ホ
ホ倣ホものならし搦手ホ時代ホ名城ホ備ホるホ足らざりし山城住所ホ
存ホ江戸ホ開きし後ち西丸ホ上ホ時城主ホ居ホ西城ホ山上ホ在て江戸城ホ目下ホ眺ホる
ホ勢きしホ城主ホ居ホ西城ホ山上ホ在て江戸城ホ目下ホ眺ホる
て早くホ天ホ変ホ知りホ執政時ホ事有ホ城ホ目下ホ眺ホる
栃木ホ城ホ山下ホ平地ホ移さしホしとぞ云ふ
寺ホあり

国立国会図書館　タイトル『夢外漫筆 3巻』 請求記号 854-75
ガラス使用

㊈ 日本年号以上の人名を名づく

道後温泉碑
法隆寺觀音菩薩像銘
法隆寺藥師佛銘
聖徳太子瑪瑙石記
法隆寺釋迦佛銘
宇治橋断碑
法隆寺二天像銘
船首王後墓誌
小野朝臣毛人墓誌
山上碑
采女氏塋域碑

推古天皇四年丙辰
同十四年丙寅
同十五年丁卯
同廿九年辛巳
同三十二年癸未
孝徳天皇大化三年丙午
同白雉元年庚戌
天智天皇元年戊辰
天武天皇五年丙申
同九年辛巳
持統天皇稱制四年己丑

妙心寺鐘銘
藥師寺東塔露盤銘
那須國造碑
文忌寸碑
成奈真人大村墓誌銘并序
伊福吉部臣徳足比賣墓誌
多胡碑
栗原寺鑪盤銘
奈保山東陵碑
金井澤碑
興福寺觀禪堂鐘銘
楊貴氏墓誌
佛足石記并歌
聖武皇帝銅版詔書

文武天皇二年戊戌
同
同四年庚子
同慶雲四年丁未
同
元明天皇和銅三年庚戌
同和銅四年辛亥
同和銅八年乙卯
元正天皇養老五年辛酉
聖武天皇神龜三年丙寅
同神龜四年丁卯
同天平十一年己卯
淳仁天皇天平勝宝五年癸巳
同

国立国会図書館　タイトル『夢外漫筆 3巻』 請求記号 854-75
ガラス使用

多賀城碑
石川朝臣年足墓誌
龍興寺鑑眞和尚墓誌
東大寺銀壺銘
藤原永手公墓誌
高屋連枚人墓誌
大般涅槃経碑
紀氏女吉継墓誌
朝野鹿養墓誌
南圓堂銅燈臺銘
益田池碑銘并序
坂上大宿禰高道墓誌
神護寺鐘銘
午御前社碑

淳仁天皇天平寶字六年壬寅
同
同天平宝字七年
補徳天皇天平神護二年丙午
光仁天皇寶龜二年辛亥
同寶龜七年丙辰
同寶龜九年戊午
桓武天皇甲子
同
嵯峨天皇弘仁七年丙申
淳和天皇天長二年乙巳
清和天皇貞觀五年癸未
同貞觀十七年乙未
同

㊉石田治部少輔三成の事蹟

佐竹左近將監義宣の家臣、石田三成が關東の強敵を破れ佐竹義宣を一國を亡ぼすの事を記して後の人の能く知る所となりしが日本外史を閲するに至て之を其事詳悉ならず、豊臣記は三成走て伊吹山に散從者曰、吾欲自殺、航赴薩摩、以計再擧也、汝等宜伏匿以待時、三成遂棲拾玄飢、行四、五日、至石橋村就一所知農夫某、某舍匿之、或者戒某曰、匿之甚急、事露必連禍矣、農夫曰、無之、三成隔障聞之、并曰、家之甚急、事露必連禍矣、農夫曰、無之、三成隔障聞之、謂農夫曰、吾終不可脫、汝盍出告、農夫使之遁走、三成曰、吾病矣、不能千歩、恐累汝、乃連自首、農夫乃之并曰、告吾政、吾政遣卒捕之、初三成之握權也、吾政事之甚苛、三成既被捕、呼吾政如故、曰、吾欲報先君知遇、與上杉毛利等擧事、一敗至此命也、願得速自裁、吾政請之德川氏、乃命殿醫、治其疾、其父晴成兄重成子重家姪朝成皆在澤山自殺、長束正家走保水口、東兵來逼、諭忠之、迫使自裁僧惠

瓊斎被捕、皆因于東営、諸将帥学新井白石、獨浅野左京大夫視之
恂然、脱其短褐、衣之日、子雖我仇也、同為豊臣氏臣、我不忍棄其困
加以無禮、徳川氏聞之、心敬悼大夫とあり又左同巻三十一徳川記おの十月
朔日、命奥平信昌、徇石田三成小西行長備恵瓊、斬于六條河原、併
其家臣家首、梟于三條、磔伏見城中應敵者十八人于栗田口と載せ
たり或ハ安積氏の烈祖成績中井氏の逆史頼氏の外史其の他関原難
波等の戦記すべて徳川家に関する事を記せし史乗ハ皆旧幕人全盛の時
成りし書ゆゑて直筆まゝ徳川家に憚る事多く三成ハ乃ち初の大
悪人を任難朝と投りし類(ばかりニ
島より琉球へ航し義経の衣川を脱し
十字ぶりおろ)〇依て後世邪説、異伝
山間閣碑銘、雄勝郡村花、平姓氏私
せし事跡を索ぐ三成當者の参考ふ
関原の諸侯皆既に敗績り石田三
場を逃れ伊吹の山中へ入りそれより知る所の豊後を指れ姿を替へ敦

賀へ行き小関を経て今津へ渡り又米澤へ至れ(佐竹氏のより杉原へ移れ
慶長七年より七年三成赦免あり(常陸の隠伏せしや未詳)後ち
杉原へ来る佐竹義宣の招村へ一寺を創立し扁来山昌谷と額し京都
知恩院より某僧を聘せしと補し三成を拓ふむ(境域東西七千百南
北七十五万現米三千石の寺領を附す)開基の僧宗汪并五郎治他
藤美右衛門、村山宇兵衛、沼を附
衛門、石山專助、中村六右衛門父子、
石の高、(俗の五ふり)今三成を昌谷ふて土
牲願すをを忌憚しまれを雄勝郡院内村なく
ふて来ふをふり村内ふ鏡山を歩見し(院内銀山乃
ち開坑ふ今なの銀数千百万斤を得たり佐竹氏常陸より旧ふそ墓
山なりふ時ふ浪ふの役越る上杉、ふ
西ふまふ僧白道を連れ(栗ふ院内銀山まあり白道の西光寺の開祖ふ
て乃ち江ふ佐和山のくまり)杉原ふ三成等と事を謀し杉ふ数日

…て物がり十年父と共に江内隅に…飯子用宣岐らは父子等出陣し城中…る由子んとし江氏人に秘す神死すと…九十宮はがり貽状まである昭）山後頭…村あり）法江氏の香花院としと宣福を修すると…す甘草市に厳密三成の所在を探さ…す依竹氏の老臣等之を告ず平庸…一男二女をもうけ孫在し現の…のを傍寂せしとそ境内の石碑を建てそ…生ちが埋り土中て今仏殿川数の…多く所持せりと三成自筆一の佛…○三成金銀宝物澤山すし改…寺の僧より○三成の言ふる…利の両歌を記せしるを幼年の頃一…を失念せりと或る老人（後日…

又京縄の時ここに）物参る建立の事…石を治部少輔三成の弟おして改…上ると之を依て依井氏ら寺を廃し…末流ここに至り宝ぞうし而ら寺…風後そうと十三けりがこ之て事…照ここを建立せしら寛延三年七月…○（我な語）依井士河野氏の祈祷…又び古事ありあるが皆石面より依…日等物参るの記録焼失せしより…二月ここまで右宗旨なり浄土宗…宝暦の和歌を領し七十一歳にて自…石の脇面の如し（図略す）図を見…二重すり上な円形尖頭の枝主形…音と人墓の十字を鐫りたるのこと…

頂をこゆること六尺程あり石面影石のごとく苔をおほひ水能くあり長二尺横二尺余ある七字あり四時ともに水乾あず服疾の患ありて遠近来りて汲むをもちてなり(普門寺より八橋村まで八町あり)普門寺の町を出る端より八橋の町を出る端まで

㊉ 楠左衛門重成の遺物

信濃國上伊那郡楠島村佛光山普蓮寺と云ふ古寺に今も宝物として伝はりしもの、由緒ある名剣なりと云ふ。楠左衛門重成が遺物なりとて七百年の古物をもちり今なほ少しも錆ず光沢ありて外面の黒漆肉の朱漆殆んど剝落して外面に二つ巴の紋をのこしあり又周縁の紋つきたる鞆骨一箇と挿物の笄一本(長サ四寸五分)裏表ともに漆の蒔絵ありて一方に七種の名一條を刷散の四ツ紋(横筋十文字の撥あり)法蓮の蒔刀一口右今を去る七百年の昔楠左衛門尉正成が常用愛玩の品なりとて當國守護小笠原信濃守長時より源口鎮公へ贈りし有名の宝刀なり現住持大僧都法院門山和尚より右之由緒傳聞せりと中興楠氏統系

守忠兵衛名蓮庵院法誉玉安兵衛正成公より下ること七百年の昔なれども恐らくは徳元年ちょんまげ姿の源の下の子孫なり

㊊ の之字歌

靈元法皇の御製哥

若の草の勝のの、のびたる杖つきの、の字の字ぬしの、の字の、

中院通躬公

の、てるの、のちの、ちの、ふの、のちの、よの、すきの、くるしきの、のこりなく

武者小路実岳公

かくらふハハ字ハふりハ似くるもの、ハさてハまふハ終ハすきの一筆

風早公長朝臣

まるの、の、の、の、の字の、ちりの、せの、中の、くの、ところの、まるきの、のぞよを

十三 鬼丸の太刀

鬼丸の太刀は栗田国綱作双の長二尺九寸八分あり鐔作直焼刃柄は革の庁包にて下緒は金の菱の目貫銀の金切羽は銀鞘は草の雌ぐさを塗ると此の小柄銘は時政と柔代々傳てそれの頃の名越屋張守所持たりけり行長公の所持そのち後北条左京亮氏綱公の節本阿弥光徳へ指領そふる玄哉預り奉りてこれを研ぎ拭清奉りてこれを勅定御治世のうちもらさず本阿弥の預り奉せられ賜ずれ指料となるべき神澤吉兵衛が記せり

十四 旅亀

橋壱樹日旅亀なるハタコと訓るハ旅宮神社の祭礼に人長を吹くる鼓鐘を用ゐて則ち笹の亀と唱て旅亀と書て沿ていタコと言来るるや

十五 天明の落首

ヨイ見セモノ
ウレシカルワサ　口上

東西〳〵諸を云ふハさてもりますれとも
大黒の年又やく掃もはや〳〵古るめかしく御ふくろんを各ハ大御抔下りまき見せもの田舎ま男指役指見のこゝも
りくさゝれしかゝさぎ指覧にみますエヘン
和市目通江差ゑしてそなま田ゐま男指すそ亀まそ神
田そしる「段〳〵登りますと白ぬくを着替ますますり段〳〵登りまして
くるかその我さをれを着しますますり大笠をひつかぶりまして段々
と上り登りますのがるちゃさちひまして下る積金マス金銀米銭をも
ゑ古り上ます手つゝそるひかえ升ます指葉の傳と自(それをし横ま

ふちりまする夫ゆゑ〳〵頂上にのぼり詰ますれバ乃ち又それつきて運ましたら
縁のつぶて袋をぶつ〳〵と切れましてこぶ〳〵落ますれバ是を名付て七ッ
星の乱し下りと申覚えてみますやんや〳〵とほめたり〳〵 此は旦那
ハ御代〳〵御老中まで右ハ御務りなさい〳〵

七変化

最初仕ますは上の一字を除て酒の肴と成ます
次に仕ますハ下の一字を除て呉服と成ます
扨此次は中の一字を除て下よりまくれば清水の名所と成ます
次に仕ますハ下の一字を除て上江まく上ますれば材木の名と成ます
ねぢ下より上江よみ上ますれば性躰を顕します
扨此だしものハ諸方〳〵貴ぶもので其さかいきん玉は文ます第六天の魔王の
変化と見えきゆる其の字をとりて其の字をみ皆下より讀上ます

○

評判〳〵 天明六丙午年下総国いんばん沼杉本まで弁組上首くゝの

大山師人足をあつめまして廿五万の金銀を不通用金を西国の目つぶしる
そえられの中まで甘捕ましたけものゝ人面獣身にして眼ハ七ッあしの
如く鳴く声ハきん〳〵と鳴く口ハ長崎の果までさけ食物ハ世間を
一のみにして春秋に大風を吹出し武家町人百姓を殺にして喰ひあまつ
き〳〵世界の根元をからし此世をやミにならきんとけありちまひの果ハやたら
とうきうみの方にいつもはまるもふしぎあかひ雲にのりうん上しまいつ
ふ亀ケリ

正

○

正正正正正正正正正正正
正正正正正正正正正正正

かつ中まで
米屋張侍 十六人
押せある

米加賀侍船にて　十六人　押寄る

米×米
米　米

智有人は即座に知　無知人は三年にて知る

㊟文化四年深川永代橋落の

江戸深川の八幡宮を寛永年中時所に勧請有て、ここを富ヶ岡と称す永
代寺といふすなるに、おそし文化四年蝦夷ヶ千島乱る事有とて憂ふるなる
を鎮め給ふ為に、放てる餌飼のなる勤めなく、おしもあれが、えすくなる神の
冥加なさせ給ちんとて、当国のもの詣らぬを作りたてて、雲霞島より
深川の一宮なる八幡宮の氏子てもちよしても八月十五日の神事を

例の年より賑ひて、まち日より老若なちさはぎけるに、十四日の時より空打曇りて雨
さえ雨ふり出しあれは、延暮そ比より雨しく降出てけれが、こよ夜成るといふ比よ
の上に旅えて、明の祭に延しなる十五日の朝もそらよりし雲深く、さてもあてるさえ
みえてるが、あまえ延びりしとも、延びたる十日は己の刻より空能晴て風も
無かりし、吹きよくなるに、十四日の祭りなおりしに、又雨の足ひと変して十六日はすこし
降りきへけれど、十七日より雨すく降出して十八日の未の刻比やむも、十九日も雨
ちりてなるが、いさや明なるの祭の神のきりにべしと、いと賑ひいさつくるを
見するが、深川の一の鳥居をこべき地もならしすると、大川にかかりたる永代の
長橋は、宮地への間なるが群集ありたりし、川の面には船の奥ある作り
物例の人形粧ひ飾りて多くの船さそうし歌ひ囃て浮れては橋最と数多の
人ありつがくん移りてここにきまるよもふくるみてあれが、なしし押ある人あき
見え、空にまで上りれいやか上には、わかきらり、欄橋もされたるまてらの如く
まで擁くにる、橋の下より時にくりもあへんとて船をもとなく驚きあはれ
みるに、行ふ思ひまや、ち橋の中ほどより折ぬきしといふするや、いふ言七

国立国会図書館　タイトル『夢外漫筆 3巻』 請求記号 854-75
ガラス使用

八月ニハ永代橋数多群集川中に陥めき溺死せし事を伺るゝは
ひとしく押落されて此大群集ありし夢ならぬとはひさ押る押
揉て何かはたまる事もなき次第へとなりて跡より押落されて目も当られぬ
有様なりかゝる所に何国の君子ともしらぬ侍やらん只の一生を此橋下の所なり
と云へるをひとつとして水の如き長叙をまはりて抜もちひらめかしければ初
押合たるもの共こしろさまに身をさけて総崩して退けれは遥に隔したる
は皆同じ危をなし逃かゝりけるにそ漸く橋の落るを留まりて人へといふ
くらいなりとそ東の川岸より町の降りる竹の杭を結廻し押ふべなく
を数ふるに日々の暮まで又七百余人と云へし其外諸侍館舘佃
島鈴木様のあたり流れて打上られたる屍の数数年の人も是
まで集めて数ふる程に千人にもなりたらんとぞ擺死の霊魂が所にとゞまりて
永く苦患にあふ事なれはとて此神の氏子たる町々四年の廿日より僧を請し
川中に船をうかべ施餓鬼の大齋をとりおこなう読経こゑ大衆
都の諸寺まで競ひあひて施餓鬼の大齋を設けるをおもひあるしかりける

公義註進之写
文化四卯年八月十九日深川八幡祭礼之節永代橋崩落
此坪弐十六坪
溺死七百三十六人
内
侍八十六人　町人四百四十四人　女百三十人　子供男女七十六人
外
当死同様之怪我人四百九人　死骸引取人無之分十九人
腰之物百弐拾上り物弐百三十六腰
但行先不知分右追々詮議ニ相成候其外不知分百四十二人と申伝へし
其外捨候ものは数不知下ニ流死人怪我人行衛不知者数不知有之候由
事数多ありといふ

㊄ 石塔説

○永代橋崩落

文化四卯年十月八日夕七ツ時分大川筋永代橋の上を通行
之人夥敷落重り候ニ付橋杭ニ而留居候船数艘ニ而人を救
取候処ニ而も無之候ニ付橋上ニ而落重り候人数ハ不残川
中へ落入候ニ付川筋ハ一面ニ人ニ而埋り候様ニ相見へ候
右ニ付御検使として

文政十三年秋の比田舎の方より石塔を数
和の比江戸へ出ける時甘酒茶屋と称ふ八つ
ありける所より始めて又ある所迄を隔し一筋の里程
始めより終迄皆石塔を建しるすり
是程多く立つゞきし事あるを聞ず
其後今に至る迄絶ず引続ける事
唐土にも斯る事有しと門弟共八千余人江戸十二里の
内外迄立つゞける者て石塔を建しと云
聞ける

㊽ 永代橋五大力并に諸首

永代橋の中ほどより投り物ありて橋上の
人々をおどろかす事ありしが
十二月の朝より出掛ける事なりしかば
流れよりぞくと落ちなどして

㊾ 井路首

討死をする時切ほどきを
用意ありしものかつけつ一つ又つけつ一つ
用意くれ野の露の近けれ
落ちの宿をする川中

㊿ 相撲行司

就任年月

相撲を起せし人皇十代崇神天皇の御宇
相撲を奉る初り十世傳芸ある作倍男を常
に定めおかれし垂仁天皇七年七月七日
加ふる事林平一番ありて
已に勝を譲る所ありて
一度も負ざる事年中再相撲ある事なし

之上ニ而行司ヲ御勤被遊候、依而其道家祖吉田
豊後守家次并者越前國之住人ニ而、往古ヨリ伝来於官違
勅許ヲ被叙五位追風之名を給り、朝廷御相撲ヲ行司之家之一官
御定被遊、且常ニ勅令ニ以御用ひ申、木剱獅子王ノ御團扇を給
代々相撲之節会ニ而式御勤申候、又其后久々兵乱相続節会之中
絶仕

一正親町院永禄年中、相撲之節会再興、十三代目追風
致古旧例御勤申候

一文禄年中、二條関白晴良公之日本相撲作法之儀を全く家之ヲ
以テ、晴風并御團扇并烏帽子狩衣、猶唐衣四幅之袴并下
賜之、又後行長公并嘉吉ノ撰頭相続代々之相撲之式御勤申候、又
和五ツ月十七日後相続和歌山 東照宮御覧之相撲 御相撲之式依
御行司、御覧之所、朝比奈義秀之時刀ヲ并合諸ヲ相勤申候、依之
御刀拝領仕候

一十三代目追風ニ至り朝廷御相撲之節会自然ト御中絶ニ相成申候
二條様御家之御撲方御伝来之諸国御座候ニ付、他ニ類無之儀ニ御座
候故、弥道御叶萬治年中より西国筋ニ到而諸御勤申候

一元禄年中 東叡山御霊屋様牧野備後守様ニ而御成御相撲上覧之
節、備中守様御家来御相撲方ニ而仕候ニ付而御相撲之式将軍
家上覧之式御座候而御勤仕候

一元禄ニ和直節会古代之式之道 其家継之外之御相撲方様之追
而仕候、御家之相撲之事伝授仕候而申候
一西国筋行司并力士共江免許和歌山より代々差出申候

細川越中守家来
吉田善左衛門

寛政元酉年十月

(印) 大塩平八郎一件御觸人相書

天保八酉年三月四日大阪町奉行御用付、掛合仕候而是迄

当百方 不容易血ヲ乳大抜中中
すり銀与力大塩平八郎并銀与力大塩格之助同瀬の海之助同銀同
心格之良左衛門同庄司義右衛門同近藤鎗五郎体近藤梅五郎ヲ
人捕ル

一煎数四十七才 一扇ヲ細末ス 一日壱帖
壱日白湯ヲ以 枚忠ヲ看ス 一言静成ス 一ヲ方ヲ看用ス

大塩平八郎

一煎数四五才 一扇ヲ細末ス 一日壱帖 一顆ヲ葉ニ代
壱日白湯ヲ以 一ヲ常帖中風 一言ヲ古ヲ方 一ヲ方ヲ看用
一銀粉ヲ舩ニ看用一里ヲ陣羽織 一ヲ方ヲ看用ス

大塩格之助

一煎数四十七才 一顆ヲ黒ヲ方 一日壱帖 一顆銀長ヲ白ヲ方 一顆ヲ葉ニ代
壱日白湯ヲ以 枚忠ヲ看ス 一言静成ス 一ヲ方ヲ看用ス

瀬田海之助

一煎数四十五才 一顆丸ヲ海黒ヲ方 一日壱帖 一服丸ヲ常帖 一服ヲ帖ス
ヲ方 一扇ヲ看ヲ方 一日代ヲ小醫ヲ 一言ヲ古ヲ方 一ヲ方ヲ看用ス

洗ヲ合ヲ

一煎数四十三才 一顆ヲ吉ヲ方 一日壱帖 一服ヲ帖ス
三言ヲ静成ス 一ヲ方ヲ看用ス

近藤梅五郎

一煎数四十五才 一顆丸赤黒ヲ方 一日壱帖 一服丸常帖 一日代ヲ帖ス
一服腐ヲ師ヲ 一言ヲ古ヲ方 一ヲ方ヲ看用ス

庄司義右衛門

一年齢四十才斗 一色黒き方 丸顔細き方 一左之耳つぶれ有之 一月代常体 一言舌常体
一眼細き方 一ニ着用之品
右之通之者有之候ハヾ其所ニ留置 大坂町奉行所へ可申出 若見のかし候ハヾ可為曲事者也

酉三月

同三月十二日 大岡主膳正殿御渡 御目付より書付写
酉二月十九日 不容易企致し 大坂天満ニ於て放火致し 及乱妨候
大坂町奉行組与力 大塩平八郎ニ荷担致し 大坂玉造口定番遠藤但馬守組与力 大井伝次兵衛倅 大井正一郎
組同心 ... 人相書

大井正一郎

一年齢廿才斗 一顔細長く色白き方 一眉毛常体 一耳常体 一せい高く痩
方 一白眼なる方 一ニ着用之品

河合八左衛門

一年齢四十才斗 一顔色白き方 鼻之上疱瘡之跡有之 一眼常体ニ而少し細き方 一眉毛
常体 一鼻常体 一月代薄く髪薄き方 一左之耳かぶ色黒く 一中肉中背
右之通之者有之候ハヾ其所ニ留置 大坂町奉行所へ可申出 若見
のかし候ハヾ可為曲事者也

酉三月

四月十二日 堀田備中守殿御渡 御目付加藤勒負より書付写
酉二月十九日 不容易企致し 大坂天満ニ於て放火致し 及乱妨候 大
塩平八郎養子格之助弟子 右之者共ニ荷担致し 若者共引纏 ... 知れ不申 ...
弟子ニ相成 ... 平八郎ニ組し ...
組ニ近藤 ...
者共 ... 大井正一郎 ...
... 相尋 ... 候

国立国会図書館　タイトル『夢外漫筆 3巻』　請求記号 854-75　ガラス使用

古鏡

(廿二)

こは上野国吾妻郡なる澤抜の神の神職より傳来したるものにて直径拾壱糎の鏡乃片々にて久しく埋もれてありしを数年を経しのち掘出したるものなり裏面に唐草模様の如きものあり周囲に制度をめぐらし外区に軍器考図にあるさまの獣形を配置したるところありて和名鈔の宇波良乃都和(伊勢貞丈が和彼の誤なりといふ)まことふさはしきものなるべし

杉山地図酒五年
白砂糖小午
椎の油五合
立春移り前根かき童作

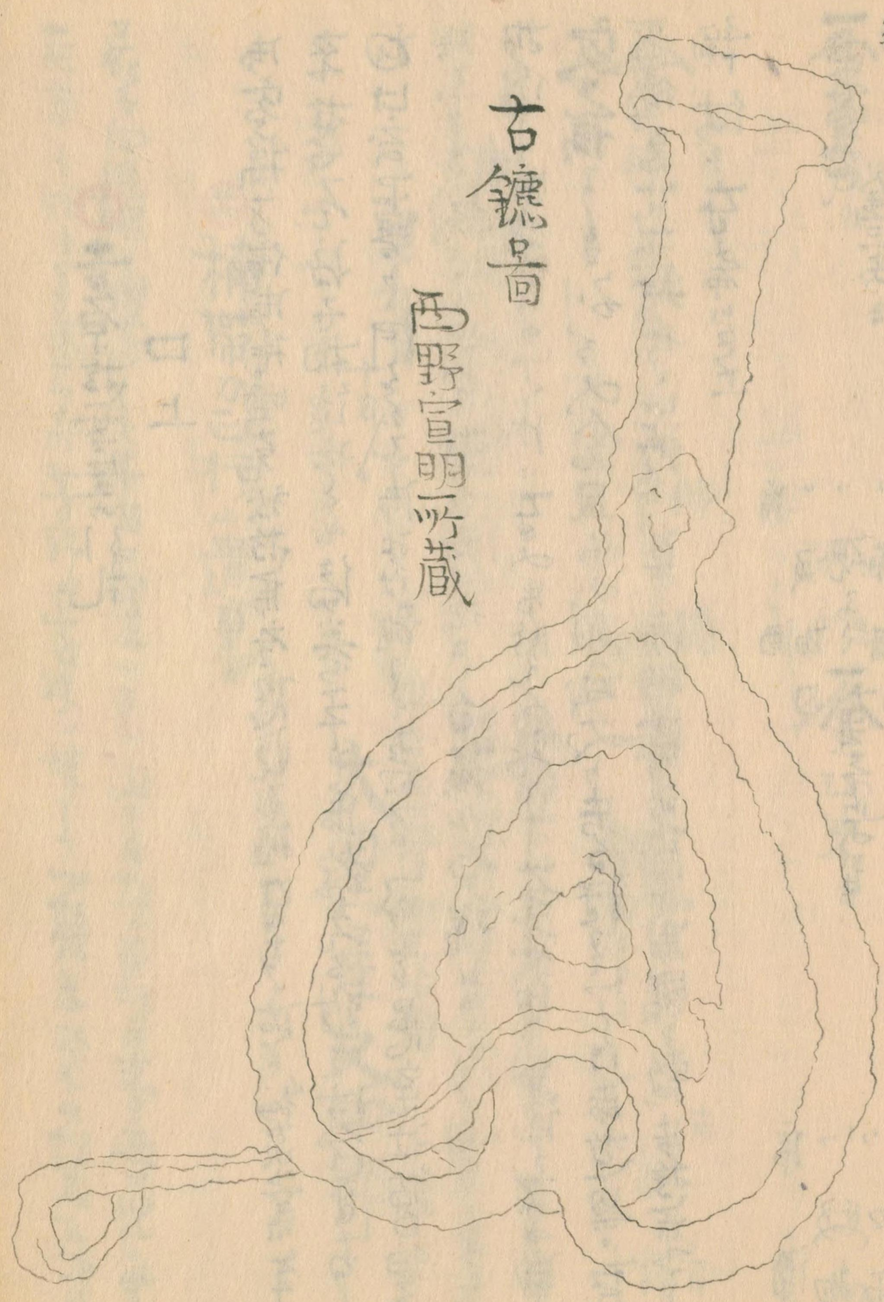

古鏡畫

西野宣明所蔵

繪ならはおさなき習ひなりし　天保十一庚子年春　千葉直胤

㊂ 吉原遊女屋の引札

口上

当家揚方倍当楼唯今抜群の美女揃ひ来客を恐悦を極め奉存候さて当年も相変らず倍増の美女揃ひ倫客様御登楼の節は必ず不相変ず何なる当楼女郎衆と共ふるき御ひいきを願ひ奉ります。

相変らず御ひいきの御客様より御紹介の方は一入の御馳走を以て御もてなし申上候

一昼夜揚代　金三歩ヲ

　当楼　酒　一本ニ付　金弐朱ヲ

　〃　吸物　一ツニ付　金弐朱ヲ

　〃　硯ふく　一ツニ付　金弐朱ヲ

　〃　鉢肴　一ツニ付　金弐朱ヲ

一昼夜揚代　金三歩ヲ

　当楼　酒　一本ニ付　金弐朱ヲ

　〃　吸物　一ツニ付　金弐朱ヲ

　〃　硯ふく　一ツニ付　金弐朱ヲ

　〃　鉢肴　一ツニ付　金弐朱ヲ

一昼夜揚代　金三歩ヲ

　当楼　酒　一本ニ付　金弐朱ヲ

　〃　吸物　一ツニ付　金弐朱ヲ

　〃　硯ふく　一ツニ付　金弐朱ヲ

　〃　鉢肴　一ツニ付　金弐朱ヲ

一昼夜揚代　金三歩ヲ

　当楼　酒　一本ニ付　金弐朱ヲ

　〃　吸物　一ツニ付　金弐朱ヲ

　〃　硯ふく　一ツニ付　金弐朱ヲ

　〃　鉢肴　一ツニ付　金弐朱ヲ

当楼定め候現金掛値

寅五月　十日ゟ

㊃ 楠帯刀公行の遺墨

尊氏卿を仁徳曙と讃ぜられて千古忠孝の士を泣しめたる公行の事迹の況と雖も知るべきなるが芳野の行在を修して天朝の為に尽瘁の姓名及び

但御下ゝゟ御名代揚代
金弐朱ヲ

当楼　酒　一本ニ付　金弐朱ヲ

〃　吸物　一ツニ付　金弐朱ヲ

〃　硯ふく　一ツニ付　金弐朱ヲ

〃　鉢肴　一ツニ付　金弐朱ヲ

茅場町ゟ二丁目
新吉原江戸町ゟ二丁目
大黒屋文四郎

国立国会図書館　タイトル『夢外漫筆 3巻』 請求記号 854-75
ガラス使用

自詠の和歌を書てくるゝ。依頼する所ゆゑなれど、左手にもかゝる歌堂の額を拔ものゝ名をもとゞめ帳ぶ記しくるゝやうもてなし又屋ぶ錦しくを欲く所望他の筆ものゝ矢鏃をもて歌を彫ぶ到ぬるやうもせり現ぶ芳野ぶ有ぬ一ぬ脈枝を折りてぶよの歌を世ぶ傳へし程のものゆゑが已行如何ぶ鏤刻ぶ巧ありとも雕鏤解ぬ歌百歳の後ぶまで存し留ぶ拂ふくて世ぶ傳ふる報ぶ到ぬ得るゆゑ紙しぬれ後ぶの假拂ぬるてふよの云傳ぬ十ぬるべし

口絵

一ぶ曰朝敵ゆゑ損ぬ両國ぶ書向世ぶ定ぬて昌房両忠記ぶ我等ぶ族并家従五百四十三人ぶ外ぶ百五十七人錄ぶ名ゆるゝ已ぬ帳ぶ記載ゆる恩徳ゆるゝ已ぬ世ぶ傳ふる已ぬ帳ぶ記ぬ上ぬ置ぬ如くかへらくとかゆて思ふ甲斐ゆゑさふらふ

右ぬ数ぶゆる人名ぬそくもの

楠帯刀正行 壽像

吉野ぶ如ゆる騨堂佛坊

(廿五) 往古ぬ 米相場附

人皇廿四代顯宗帝佛宇
同四十三代元明帝佛宇
和銅年中都ゆ奈良ぶ移ゆる
同四十三代土佛門帝佛宇
將軍源頼朝執權ぬ年政
同九十九代後醍醐帝佛宇
將軍宇都宮親王勅權ぬ年ぬ時
同百四代後土佛門帝佛宇
將軍足利義政貧窮ぬ御所ぬ修國
ぬ年ぬゆゆ米銀一文ぶゆゆ

白米一石ぶ付 銀七匁
同 和銅宝錢十五文
同 銀弐匁
同 銀三匁
同 銀六匁

国立国会図書館　タイトル『夢外漫筆 3巻』 請求記号 854-75
ガラス使用

同百九代後水尾帝時宇
慶長六年和ノ唱ヘ二石ノ代銀十六匁ノ割ヲ納ムル時ノ用ヒ
ル人ノ貨銀ニシテ白米一石ノ代銀十匁ノ割ヲ納ムル時ノ同
四年ノ比ヨリ投ノ如キ書ヲ以テ白米一石ニ付キ銀五匁ヲ買ヒ得シ人ナリシトゾ

同百十一代後光明帝時宇　慶長金ヲ鋳ル

同百五代中御門帝時宇　銭百文ニ付白米一斗七合ニ買ヒ
二百年ノ間ノ事ナリ

同百十六代桜町帝時宇　銭百文ニ白米三斗五合ニ買ヒ
元文延享ノ頃

同百子代光格帝時宇　銭ヲ初テ鋳ル事ヲ始ム

子ノ三ノ年三ノ月
同四辰年八ノ月
同五ノ年三ノ月
同六年ヨリ子ノ年ニ至ル八ヶ年ノ間豊作ニシテ格外ニ安キ事ヲ歎ズルコト
同百十一代仁孝帝時宇　白米一石ニ付銀百五十匁ニ定ル
子ノ年ヨリ巳ノ年ニ至ル迄打続キテ大ニ凶年ニシテ
天保四巳年八ノ月　白米一石ニ付銀三百匁ニ定ル
同七年九ノ月　〃
同八年六ノ月　〃
同十年　春　〃
嘉永元年五ノ月　〃
安政五年八ノ月　〃
文久三年九ノ月　〃

国立国会図書館　タイトル『夢外漫筆 3巻』 請求記号 854-75　ガラス使用

文久三年十二月
元治元年三月
同二年十月より十一月至る
慶応二年二、三月
同年七月
同年八月

白米二百石
〃　銀三百五匁
〃　銀百七十八匁
〃　銀五百四十匁より五百七十五匁まで
〃　銀五百五十匁より五百七十五匁まで
〃　銀九百七十、六匁
〃　銀二百四百五十匁より二百九十匁まで

大国道寛の辞世

宮神の三年鎮座成氏寛忠忠を諸侯と大夫宮司、宮司と称氏部方まで所宮まで
あって三ヶ年七月十三日朋友宮司鎮の祝宮まで鎮をまつりて

大国道寛の辞世

辞世

三年経し白神の宮ぬきれけて
石ふみて入れもとか紙初礼

乃信

大塩平八郎の漢詩

河内国
和泉国
摂津国
播磨国
右四国の内より張

四海困窮せば天禄長く終る小人に国乱を治めがたき事孔子の言葉と昔あ
聖人深くこの後世人を君人を臣とする者を恐戒ある事礼記
中庸君子鰥寡孤独あるべき事を知るべき事を知るべき事を知るべき事を

被仰ぎ勿忝くも御子百四十年 太二年の百
おこりを極る大切の政事ゝ附ケリル 諸役人共 賜暇を
賜ひ自宅向女年の周緑を以て乃徒仁義を
重き役ゝ任ケ 一人一面を配ケ玉ふの
行の百姓共ゝ己の用金ゝ付ケ 己百
一方の国無体の役ゝ申掛ケ 志ゝの用の
ゝ 人ゝ ゝを怨き 共ゝき様ゝ成行ゝ得共 江ゝ表ゝ 諸国一統右
の風俗ゝ落ゐ 天ゝ只利欲ゝ以来利ゝ
を専ゝ失ひ 下ゝの怨何ゝ ゝ怨ゝ ゝ
ゝ人ゝの怨気天ゝ通ゝ 年ゝ地震大ゝ山ゝ山ゝ崩れ水ゝ溢ゝ
ゝて 様ゝの ゝ災ゝ 終ゝ 五穀飢饉ゝ
の ゝを ゝ ゝ 向ゝ ゝ人ゝ ゝ
政ゝ 執行ひ 下ゝ ゝし 事ゝ ゝ自ゝ
百姓共の 役ゝ ゝ 常ゝ 掌ゝ

王武王の協力 仰ぐ ゝる ゝの ゝ徒 ゝ ゝ
米 償 ゝ ゝ 太政ゝ ゝ ゝ ゝ 諸役人共 ゝ ゝ
得る 脇 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
へ 迎米 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
共 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
自我 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
届 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
共 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
大名 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
不足 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
を ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

国立国会図書館　タイトル『夢外漫筆 3巻』 請求記号 854-75　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『夢外漫筆 3巻』 請求記号 854-75　ガラス使用

及ル人事村ニ来ル毎ニ皆ナ中ノ二尺ヲ両手ニ而失リテ其跡
其心我等ヲ怨ミ宝ヲ捨ル者多ク有之候ニ付探シ取リ候ニ
同ヘ届ケ〳〵セル者ハ其地頭村ヨリ諸記
録帳面類ハ都テ引破リ候捨ル事ハ民
ヲ困窮ニ致ス申様ニ有之候ニ付其
漢土ノ劉裕朱任忠ノ謀及ヒ類ノ
我等一同ニ一ツ下国致ス盗ヲ盗ミ取ル事ハ
更ニ多ク日月星辰ノ神鑑モ有ル事ニ候ヘハ
右祖民ヲ帯シ君ヲ誅シ天罰ヲ
以テ我等ヲ亡ス事ハ誠ノ而已ニテ若疑ク覚
但シ諸少ノ者ニ乃ル物ハ材主或ハ医者ヲ
ヲセテ右庄屋等ニ服ヲ
急ヲ告ル候
奉天命致天討候

乙保八丁酉年 日

指河鼠指村ヘ
庄屋年寄百姓共ヘ

上包ノ図 但し黄色ヲ好ク紙ノ
長サ一尺指

横二寸半

天ヨリ之下ル書付
村ヘ

右ノ生写ニ而ハ五枚ツヽ

(共)日生下ル

茶臼四年ニ当ル事ヲ以テ銅山候ノ家来村上喜江戸ニ能勤者ノ際一夜
陳述ヲ修ス子孫ノ悔ヲ得ル事ヲ歎ク事ヲ
来ル者ハ忽ニ服ヲ来ル者ハ刀ヲ抜キテ立ルヲ斫ル者ハ

854
75

762

して落ちるが妖怪変化の所為ならんと思ひて落ちしものを取上げ見れば凡廻り一寸三四分程の鉛色を帯びたる石にて鉄程隕石を含みたるかの如き重量ありしに隕石に相違なきなり仍て其の石を主侯に献納せしに痛く賞美せられ星下石と命じ愛玩されしが後日人に下授されたり

夢外漫筆中之巻終

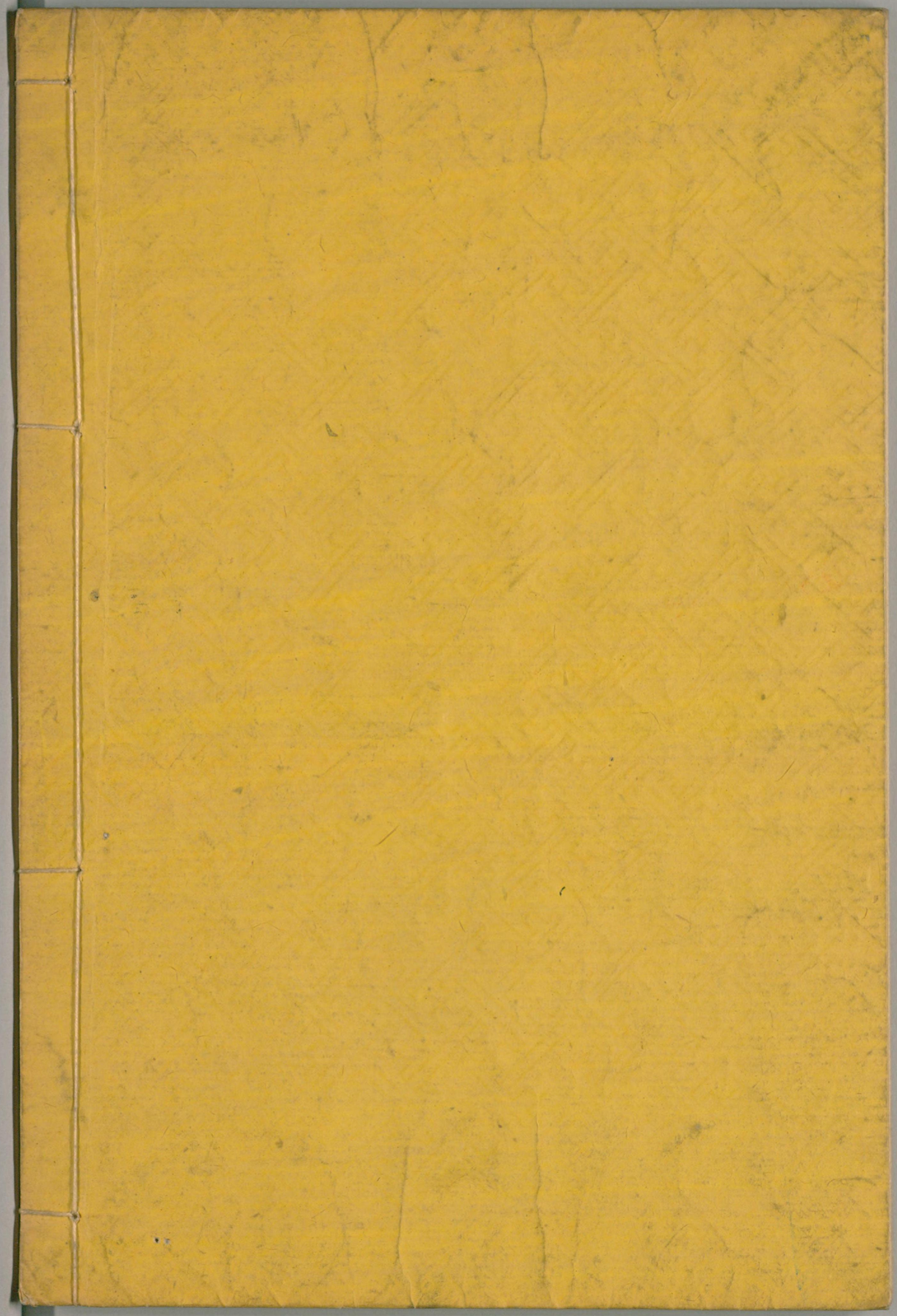

国立国会図書館　　タイトル『夢外漫筆 3巻』 請求記号 854-75

ガラス使用